

## 消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第6回）

### 議事概要

#### 1 日時

平成22年6月22日(火) 15:00～17:00

#### 2 場所

中央合同庁舎2号館11階第3特別会議室

#### 3 出席者（50音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、青山 佳世、荒木 尚志、岡本 博、小沢 信義、  
菅家 一郎、吉川 肇子、木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、  
三浦 孝一

#### 4 議事次第

##### （1）開 会

##### （2）議 事

① これまでの検討課題の整理等

② フリートーキング

##### （3）閉 会

#### 5 議事の経過

- 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、事務局から、資料1から資料9に基づき、第1～5回検討会における各委員等からの主な発言についての整理、警察と消防の比較、「職員団体制度」と消防職員の任意団体・「消防職員委員会制度」との比較、人口規模別の首長部局と消防本部との職員数の比較、消防職員と一般行政職員との給与水準比較等について、説明が行われた。
- 事務局からの説明後、検討にあたっての論点及び今後の議論の進め方等についてフリーディスカッションが行われた。委員の主な意見は次のとおり。
  - ・ 前回の検討会で座長から今回の議論の直接のターゲットはあくまでも団結権であるとの御発言があったが、今回の検討会では、団結権についてのみ議論するのか、団体交渉権まで含めて議論するのか。改めて確認させていただきたい。また、仮に、団結権を付与する際に地方公務員法第52条第5項から「消防職員」を単純に削除すれば、団体交渉権まで認めること

となるのではないか。

→ 今回の議論の直接のターゲットは、消防職員の団結権のあり方についてである。しかしながら、消防職員の団結権のあり方を議論するにあたって、その延長線上にある団体交渉についても議論の対象から排除しては答えは導き出せないと考えている。また、消防職員の団結権がどうあるべきかという点をまずは検討すべきであり、法制的にそれをどのように表現するかは別の問題であると考えている。(座長)

- ・ 団体交渉について議論をするとすれば、団結権を認めることが前提となっているように思えるが、団体交渉は次のステップの話であり、団結権について回復するのか否かという点についてまず議論するという認識でよいか。

→ あくまでも、まずは団結権そのものをどうするかという議論を行う。(座長)

- ・ 昭和50年頃に組合消防を設立する際に、職員を大量採用したために、(当時採用した)現在50代の職員が多く、その職員の階級もばらばらであるため職場の風通しが悪かった部分もあるのではないかと考える、もう少し時間が経てば状況が変わるのではないか。
- ・ これまでの議論では平行線の部分も多いので、本来万人に付されるべき労働基本権の問題を扱っているという点を共通の認識とした上で、付与した場合に考えられる懸念事項についてどう解消していくのかという点から議論を進めるべきではないか。
- ・ 使用者側にいる者として消防職員の勤務条件の改善の必要性については認識しているが、警察との関係、消防団との信頼関係、住民からの理解、有事の際の指揮命令系統の確保等まだまだ懸念事項を払拭出来ていないと感じるし、今回の議論が国民的な議論にまで発展していないように思う。現実的な解決策として、組織内での議論によって職員の勤務条件の維持改善を図る現行の消防職員委員会に監視機能を持った第三者機関を設置するといった改善策も選択肢の一つになりうるのではないか。
- ・ 昭和21年の旧労働組合法と昭和23年の地方公務員法において消防職員と警察職員に団結権を認めないこととした政府としての見解について、今回考え方を変えるのかどうかという整理が必要なのではないか。
- ・ 警察から消防は完全に分離し、市町村消防となった歴史的沿革や、警察は犯罪行為から、消防は火災等の自然現象から公共の秩序が乱れることを防止するという作用の点から、また、武器の携行・使用権の有無といった職員に認められた権限の点からも、消防と警察はやはり異なるのではないか。

- ・ 検討会におけるヒアリングの場で全国消防長会は全国の消防長に対してアンケートを実施されたとのことだが、その結果について今後の議論に資するためにも公開いただけないか。
  - ・ 団結権と団体交渉権の関係について整理が必要でないか。また、諸外国の民間労働法制と比べると、消防職員委員会は、労使が共に入った形で共同の利益を探るヨーロッパの経営協議会に近いと言えるのではないか。それに比べ、団結権を認めるということは使用者が入らない労働組合という団体を認めることとなり、この点が経営協議会と異なると言える。
  - ・ 消防職員とすれば、団結権のみを与えられて、組合費を支払っても団体交渉が出来ないということであれば、あまり効果がないのではないか。消防職員の団結権について回復するか否かの入り口の議論とともに、団結権を回復した場合は団体交渉にまで及ぶという可能性を考慮に入れながら、懸念事項について具体的に議論して、判断していかなければならないのではないか。
  - ・ 団体交渉権なき団結権については、職員団体という団体に所属し、地方公務員法上、不利益取扱いの禁止に関する規定の適用があるなど大きな意味があるのではないか。
  - ・ 今後の議論のために、団結権を認めない場合、純粹に団結権のみを与えた場合、団体交渉について現在の一般非現業職員と同じにする場合又は消防職員独自の団体交渉システムを作る場合などに場合分けし、それぞれの場合の課題等について検討のたたき台を示すべきではないか。
  - ・ この検討会の目標としてどのような出来上がりの姿を見せることを目標としているのか。
    - 可能な限り一定の方向性を出していきたいと考えている。今後の議論のスタイルについても工夫させていただきたい。(座長)
  - ・ 議論の整理のために、団結権を付与した場合の懸念事項について列挙し、諸外国の事例や我が国の歴史に照らし、事実として認めることが出来る部分と論理的に確からしいといえる部分について精査し、その上で、残った懸念事項についてどのように制度的に工夫することが出来るかという観点から整理することが必要ではないか。
- 次回の検討会の開催日時については、早期に日程調整をすることとされた。

以 上

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

(総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課)